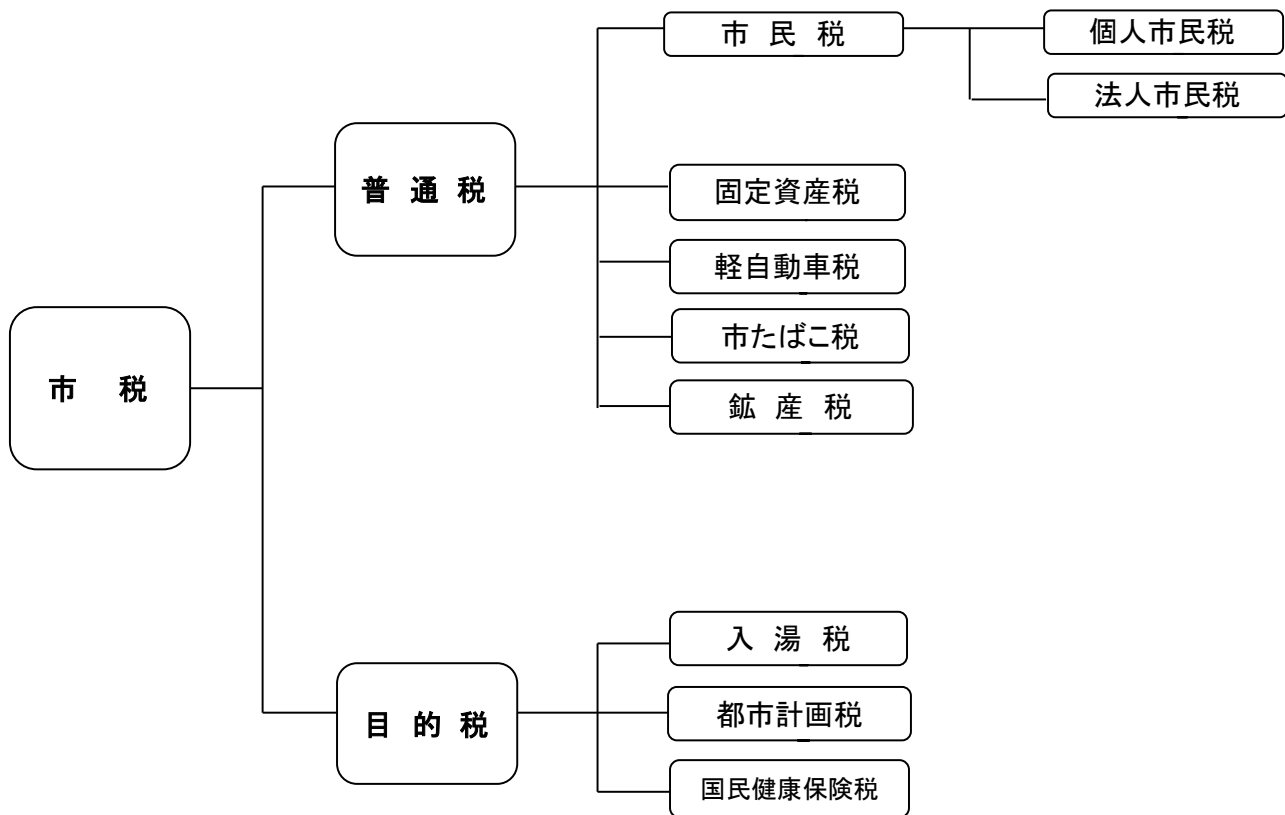


市税のあらまし

税金は納める先により、国税(税務署)、県税(各地方振興局県税部)、市税(市役所)の3つに区分されます。このうち、市に納めていただくものが市税です。

福島市の税金には下図のように8種類があります。



普通税と目的税(メモ知識)

○普通税とは、納めていただいた税金の使いみちが特定されず、一般的な行政の費用に充てることができる税金です。

○目的税とは、納めていただいた税金の使いみちが特定されている税金です。